

<概要版>

第2期利府町子ども・子育て支援事業計画

基本理念

子どもの笑顔があふれるまち

～子どもたちの健やかな育みと笑顔あふれる社会づくり～

子どもの笑顔は社会の希望であり、未来を造る力です。笑顔があふれる社会は個人の夢や希望を大切に
社会です。すべての子どもたちが尊重されるとともに、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組むこと
が大切です。本計画は、保護者が子育てについて第一義的責任を持つという基本のもと、家庭や地域、行政、
教育関係機関など、子どもと子育て家庭を取り巻くすべての人々が、それぞれの立場で子育てに参画し、利府
町の子どもの健やかな育みと笑顔あふれる社会を構築できるよう、本計画においても引き続き「子どもの
笑顔があふれるまち」を基本理念に掲げ、進めてまいります。

○ 計画の位置づけ及び計画期間

○ 計画の根拠となる法律

本計画は、子ども・子育て支援法、次世代育成支
援対策推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する
法律に基づき一体的に策定するものです。

○ 計画の位置づけ

本計画は、利府町のまちづくりの総合的指針で
ある「利府町総合計画」を上位計画とし、他の計
画との整合性と連携を図って推進するものです。

利府町総合計画

整合

第2期利府町子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)

次世代育成支援対策推進法

子ども・子育て支援法

子どもの貧困対策の推進に関する法律

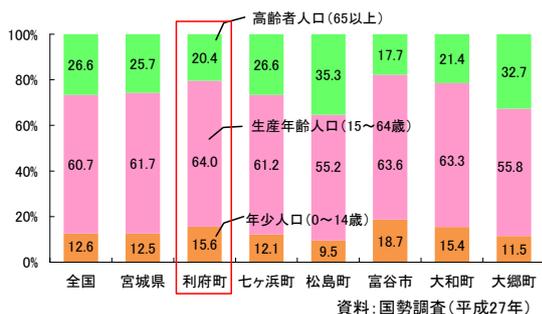
連携

本町の他分野の計画

● 利府町はどんなまち？

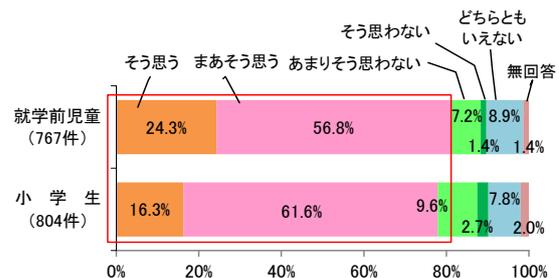
〔年齢3区分別の人口推移〕

利府町は他自治体より少子高齢化の進行はゆるやか！



〔利府町の子育てしやすさへの評価〕

約8割が利府町を子育てしやすいと評価！



○ 計画の体系と施策の展開

基本理念のもとに、6つの基本目標を定めて、施策・事業の着実な推進に努めてまいります。

基本理念 子どもの笑顔があふれるまち



基本目標

1 子どもの権利の尊重

- (1) 子どもの権利擁護の推進
- (2) 児童虐待防止対策の充実

すべての子どもが自ら考え行動し、心豊かに育つための指針である町の「子ども憲章」の具現化を図るとともに、子ども自身が自分やお互いの人権を尊重し合う事の大切さを理解できるような取り組みを行っていきます。また、社会全体が子どもの人権に対する理解と認識を深め、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを推進します。

2 子どもの良質な教育・保育環境の整備

- (1) 幼児期における教育・保育環境の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) ことごと体の健康づくり

乳幼児期の愛着形成、幼児期的人格形成の重要性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな成長を支えます。また、すべての子どもが豊かな心と健やかな体、社会で生き抜く力を育むことができるよう、関係機関が連携し、食育や教育、相談事業に取り組みます。

3 地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 子育て支援のネットワークづくり
- (3) 次代の親の育成
- (4) 地域における子どもの健全育成
- (5) 子どもの安心・安全な環境の確保

子育ての孤立を防ぎ、保護者の育児負担を軽減し、子どもが地域の中で安心して過ごすことができるよう、様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域住民の多くが子育てへの関心と理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができる環境づくりを推進します。

4 子ども・子育て家庭への支援

- (1) 子育て家庭への経済支援
- (2) 子どもと母親の健康の確保
- (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (4) 障がい児施策の充実

すべての子育て家庭が、安心して子どもを産み育てることができるよう、また、子どもが障がいの有無や家庭環境に左右されることなく健やかに育つことができるよう、経済的支援や各種サービスなど、支援体制の充実を図ります。

5 仕事と子育ての両立支援

- (1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

男女がともに職業生活と家庭生活のバランスがとれた多様な働き方が選択でき、また、仕事と子育ての両立も図れるよう、社会全体の意識改革や、教育・保育サービスの充実など、環境整備を推進します。

6 子どもの貧困対策の推進

- (1) 子どもの学習支援等の充実
- (2) 子どもに届く経済支援の充実
- (3) 生活支援の充実

子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

○ 幼児期の教育・保育環境の充実



利府町における子ども・子育て支援新制度の教育・保育の量の見込みでは、ニーズ調査の結果や幼稚園・保育所等の現在の児童数、待機児童数等をもとに、今後の児童数を予測し、それに対する対策を計画しています。また、本町の待機児童の大半が3歳未満児であることから、地域型保育事業を推進することにより待機児童の解消を図ります。

<支給認定区分の内容>

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)	認定こども園 幼稚園
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園 保育所
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	認定こども園 保育所 地域型保育事業等

認定区分			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	3~5歳児 学校教育のみ	量の見込み	人	490	485	480	475	470
		確保数	人	767	767	767	717	717
2号認定	3~5歳児 保育の必要あり	量の見込み	人	449	462	475	491	508
		確保数	人	446	446	446	496	535
3号認定	0歳児 保育の必要あり	量の見込み	人	72	80	88	97	108
		確保数	人	90	90	90	90	108
	1~2歳児 保育の必要あり	量の見込み	人	329	345	362	380	399
		確保数	人	391	391	391	391	409

<確保の方策>

年度	内容
令和2年度～ 令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の保育施設と連携し、弾力運用を実施します。 ○保護者の保育ニーズに対応するため、幼稚園における預かり保育事業を充実します。 ○幼稚園の認定こども園への移行について検討します。 ○企業主導型保育施設との連携による地域枠を確保します。 ○待機児童の状況により、新規保育施設の整備及び既存保育施設の定員拡大を図ります。

○ 地域子ども・子育て支援事業の充実



在宅の子育て家庭を含むすべての家庭を支援するため、妊娠、出産期からの切れ目のない支援や保護者の状況に応じた相談支援など、地域子ども・子育て支援事業の充実に努めます。

【表の見方】 上段：量の見込み 下段：確保の内容

事業名		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	確保の方策
①	利用者支援事業 子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供と相談・助言等を行う事業	基本型	か所	1	1	1	1	子育て世代包括支援センター（母子保健型）の周知を図るとともに、令和4年度までに基本型を新たに設置し、相談支援体制の充実を図ります。
		母子保健型	か所	0	0	1	1	
②	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） 乳幼児や保護者が相互交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行う事業	人/月	1,295	1,263	1,289	1,257	1,224	5か所の子育て支援センターにおいて、子育て支援サービスの充実に努めるとともに、提供体制を確保していきます。
		か所	5	5	5	5	5	
③	妊婦健康診査事業 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、すべての妊婦に対する健康診査を実施する事業	人	274	266	259	252	245	すべての妊婦が健診を受診できるように、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の受診券を発行し、受診の必要性について周知徹底を図ります。
実施場所：指定医療機関								

【表の見方】 上段：量の見込み 下段：確保の内容

事業名	単位	令和	令和	令和	令和	令和	確保の方策
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
④ 乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	人	280	274	266	259	252	助産師や保健師による家庭訪問を実施し、保護者や乳児の心身の状況や養育環境の把握に努めるとともに、育児に関する助言相談を行います。
		実施体制：助産師（委託）3人					
⑤ 養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業	人	40	39	38	37	36	乳児家庭全戸訪問事業で個別対応が必要と判断したケースを対象に、助産師や保健師による相談支援を行います。
		実施体制：保健師4人 助産師（委託）3人					
⑥ 子育て短期支援事業 保護者の疾病等の理由で児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	人日	10	10	9	9	9	実施体制の確保に向けて、検討を進めます。
		10	10	9	9	9	
⑦ ファミリー・サポート・センター事業 子育てを支援してほしい人（利用会員）と支援したい人（協力会員）で組織をつくり、ファミリー・サポート・センターがそれぞれの会員の橋渡しを行う事業	人/年	305	305	305	305	305	・ファミリー・サポート・センター事業の周知に努め、協力会員の増加を図ることで提供体制を確保していきます。 ・一人ひとりが希望する支援内容にきめ細やかに対応できるよう、協力会員の知識の修得を図ります。
		305	305	305	305	305	
⑧ 一時預かり事業 ア 幼稚園における在園児を対象とした預かり保育 イ ア以外の預かり保育 家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業	人/年	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	幼稚園及び町内2か所の保育所で、保護者のニーズに合わせた預かりが出来るよう提供体制を確保していきます。
		25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	
		1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	
		1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	
⑨ 延長保育事業（時間外保育事業） 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業	人	178	186	194	203	213	町内の認可保育施設において、保護者の就労状況に合わせた延長保育事業を提供します。
		178	186	194	203	213	
⑩ 病児保育事業 病児及び病後児を病院・保育所等に付設された専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業	人/年	90	90	90	90	90	町内での病児保育の実施に向けて、体制整備に努めます。
		90	90	90	90	90	
⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業） 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	人	700	693	700	690	694	待機児童が発生しないよう、小学校の余裕教室等を活用し提供体制の確保に努めます。
		770	770	770	770	770	

■ 関連事業

事業名	単位	目標整備量					具体的な方策
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
放課後子ども教室 地域の協力を得て、学校等を活用し、子どもたちの活動拠点を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援する事業	か所	1	1	2	2	3	「地域学校協働本部」の設置を図り、地域サポーター等の人材育成と活動支援を行います。また、実施にあたっては、放課後児童クラブとの一体的又は連携を図ります。

○ 計画の推進



計画の基本理念である「子どもの笑顔があふれるまち」の実現に向けて、庁内関係部署で組織する「利府町子ども・子育て推進本部会議」を中心に、全庁的に取り組みます。また、幼稚園・保育所・児童館などの子ども・子育て支援関係者や保護者、学校、企業、地域などで構成する「利府町子ども・子育て会議」において、広く意見を聴取しながら、計画の着実な推進を図ります。

問い合わせ先

〒981-0112 利府町利府字新並松 4 番地
 利府町子ども支援課 TEL:022-767-2193
 ホームページ: <http://www.town.rifu.miyagi.jp>
 発行年月 令和 2 年 3 月

